

報告第4号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月27日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第 8 号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和 8 年 7 月 13 日 午後 1 時 50 分頃
 - 2 事故発生場所 富津市内
 - 3 和解の相手方 法人
 - 4 事故の概要 上記日時場所において、市車両が出庫するため後退したところ、助手席側後部が駐車していた相手方車両の助手席側後部に接触した。
 - 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。
- 令和 8 年 8 月 17 日

富津市長 高 橋 恭 市